

第158回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

■ 開催場所

東京都千代田区六番町6番地28
当社本社2階会議室

■ 議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時45分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意
はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Contents

第158回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49

株 主 各 位

(証券コード：5232)
2021年6月7日
東京都千代田区六番町6番地28
住友大阪セメント株式会社
取締役社長 関根 福一

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、可能な限り、当日のご来場はお控えいただき、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3頁および4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、来る2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに書面またはインターネット等により議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区六番町6番地28
当社本社2階会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

- 第158期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第158期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ◎本総会における新型コロナウイルス感染防止策につきましては、当社ホームページ (<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>) に掲載させていただきます。なお、本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、更新する場合がございます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>) に掲載させていただきます。
- ◎本総会の模様の一部は、後日、当社ホームページ (<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>) にて動画配信いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい（ご捺印は不要です）。
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時45分必着

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時45分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

スマートフォン、タブレット端末で議決権を行使される場合は、「スマート行使」をご利用下さい。

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照下さい。▶

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

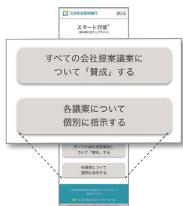
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

【議決権行使のお取扱いについて】

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本としつつ、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は、中間配当金として1株につき60円をお支払いしたことから、年間の配当金は前期同様1株につき120円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき60円 総額2,266,610,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

ご参考

<利益配分に関する方針>

当社は、株主の皆様への利益配分を、基本的には、収益に対応して決定する重要事項であると認識しております。この収益を将来にわたって確保するためには、装置産業であるセメント製造業として、不断の設備の改善・更新の投資が必要であり、このための内部留保の拡充も不可欠のことと考えております。以上の観点から利益配分に関しては、安定的・継続的な配当を、事業環境、今後の見通し、前期配当等を総合的に判断して決定していく方針であります。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期が満了し、また、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を増員することから、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	せきね せきね ふういち 関根 福一	再任	代表取締役 取締役社長	15回／15回 (100%)
2	もろはし ひろつね 諸橋 央典	再任	取締役常務執行役員 [人事部、企画部、管理部、建材事業部 各担当]	15回／15回 (100%)
3	おおにし としひこ 大西 利彦	再任	代表取締役 取締役専務執行役員 [不動産事業室、セメント営業管理部、国際部、物流部 各担当]	15回／15回 (100%)
4	どい りょうじ 土井 良治	再任	取締役専務執行役員 [生産技術部、設備部、サステナビリティ推進室、鉱産品事業部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所 各担当]	15回／15回 (100%)
5	こにし みきお 小西 幹郎	再任	取締役常務執行役員 [知的財産部、光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所 各担当]	15回／15回 (100%)
6	せきもと まさき 関本 正毅	新任	常務執行役員 [企画部、管理部、資材部 各担当、資材部長]	
7	まきの みつこ 牧野 光子	再任	社外 独立役員 当社取締役	15回／15回 (100%)
8	いながわ たつや 稲川 龍也	新任	社外 独立役員	
9	もりと よしみ 森戸 義美	新任	社外 独立役員	

1

せき ね
関根ふく いち
福一

(1951年5月20日生)

再任



所有する当社株式の数

19,800株

取締役会への出席状況

15回 / 15回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 当社入社
 2004年 6月 取締役
 2006年 6月 常務執行役員
 2011年 1月 代表取締役(現在に至る。)
 2011年 1月 取締役社長(現在に至る。)

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に人事・総務・管理部門に携わり、2011年からは取締役社長として当社グループの経営全般を統括しており、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、幅広い視野をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 関根福一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、2006年6月に執行役員制度を導入しております。
 3. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。関根福一氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
 - 2012年 6月 大阪支店長
 - 2013年 6月 執行役員
 - 2016年 6月 東京支店長
 - 2017年 6月 常務執行役員(現在に至る。)
 - 2019年 6月 取締役(現在に至る。)
- [人事部、企画部、管理部、建材事業部 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門・人事部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、販売の第一線や人事部門で培った幅広い知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

1,200株

取締役会への出席状況

15回 / 15回(100%)

- (注) 1. 諸橋央典氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。諸橋央典氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3

おおにし
大西 利彦

(1957年9月19日生)

再任



所有する当社株式の数

2,000株

取締役会への出席状況

15回 / 15回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
- 2010年 4月 セメント営業管理部長
- 2011年 5月 東京支店長
- 2012年 6月 執行役員
- 2014年 4月 常務執行役員
- 2016年 6月 取締役
- 2018年 6月 専務執行役員(現在に至る。)
- 2019年 6月 代表取締役(現在に至る。)

[不動産事業室、セメント営業管理部、国際部、物流部 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。上記の経験・実績に基づく、販売の第一線で培った販売に関する幅広い知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 大西利彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。大西利彦氏は、当該保険契約の被保険者を含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



所有する当社株式の数

2,000株

取締役会への出席状況

15回 / 15回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省
 - 2015年 7月 中小企業庁経営支援部長
 - 2016年 10月 当社執行役員
 - 2016年 10月 生産技術部担当部長
 - 2017年 6月 常務執行役員
 - 2017年 6月 栃木工場長
 - 2019年 6月 取締役(現在に至る。)
 - 2020年 6月 専務執行役員(現在に至る。)
- [生産技術部、設備部、サステナビリティ推進室、鉱産品事業部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり経済産業省において主に産業政策等に携わるとともに、また、当社においては、セメント生産部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、生産・技術に関する高度な知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 土井良治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。土井良治氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5

こにし
小西みきお
幹郎

(1958年5月2日生)

再任



所有する当社株式の数

1,300株

取締役会への出席状況

15回 / 15回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2011年 5月 新材料事業部長
 2013年 4月 新規技術研究所長
 2015年 6月 執行役員
 2018年 6月 取締役(現在に至る。)
 2018年 6月 常務執行役員(現在に至る。)
 [知的財産部、光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所 各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に新材料事業・研究開発部門に携わり、技術的知見を活かした事業運営・研究開発に関する豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、多角的な観点をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 小西幹郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。小西幹郎氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



所有する当社株式の数

600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
 - 2015年 6月 管理部長
 - 2018年 6月 執行役員
 - 2018年 6月 資材部長(現在に至る。)
 - 2020年 6月 常務執行役員(現在に至る。)
- [企画部、管理部、資材部 各担当、資材部長]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に管理・資材部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく、財務・会計および資材調達に関する幅広い知見をもって
経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いする
ものであります。

- (注) 1. 関本正毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。関本正毅氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7

まきの
牧野みつこの
光子

(1972年5月12日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

400株

取締役会への出席状況

15回 / 15回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年 4月 日本放送協会静岡放送局契約キャスター
- 2000年 10月 静岡放送株式会社(SBS静岡放送) 契約リポーター
- 2009年 4月 フリーアナウンサー(現在に至る。)
- 2018年 6月 当社取締役(現在に至る。)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

日本放送協会等においてニュースキャスター等を務めるなど、長年アナウンサーとしての経験を重ね、様々な業界の中小企業経営者への取材や企業における安全教育・コミュニケーション研修等を多数行ってきており、特に、建設・土木関連の安全教育に携わるなかで、セメント業界関連の現場状況にも通じております。

上記の幅広い経験と優れた見識を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 牧野光子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 牧野光子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牧野光子氏が当社社外取締役に就任してから年数は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 牧野光子氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。牧野光子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 牧野光子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 検事任官
- 2016年 9月 最高検察庁公安部長
- 2017年 3月 高松高等検察庁検事長
- 2018年 1月 広島高等検察庁検事長
- 2019年 11月 弁護士登録(現在に至る。)
- 2019年 11月 高橋綜合法律事務所入所(現在に至る。)

[重要な兼職の状況]

富士フィルムホールディングス株式会社社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

広島高等検察庁等の検事長を歴任され、他の会社の社外監査役に就任されていることによる優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものがあります。

- (注) 1. 稲川龍也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲川龍也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲川龍也氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
4. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。稲川龍也氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 稲川龍也氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年 4月 株式会社関電工入社
- 2013年 7月 同社常務執行役員 神奈川支店長
- 2014年 6月 同社取締役常務執行役員
- 2015年 6月 同社代表取締役(現在に至る。)
- 2015年 6月 同社取締役副社長
- 2016年 6月 同社取締役社長 社長執行役員
- 2020年 6月 同社取締役副会長(現在に至る。)

[重要な兼職の状況]

株式会社関電工取締役副会長(2021年6月29日退任、特別顧問就任予定)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社関電工の取締役社長等を務められたことによる経営者としての優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 森戸義美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森戸義美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森戸義美氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
4. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。森戸義美氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 森戸義美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益が大幅に減少するなど、厳しい状況が続きました。

セメント業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や技能労働者不足等の影響により、官公需、民需ともに減少したことから、セメント国内需要は、前期を5.6%下回る38,670千トンとなりました。一方、輸出は、前期を5.5%上回りました。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前期を3.3%下回る49,763千トンとなりました。

このような情勢の中で、当社グループは、2020年度から「2020-22年度 中期経営計画」をスタートさせており、事業戦略として、セメント関連事業においては、「セメント・固化材の収益力向上と事業基盤整備」・「関連事業の拡大」、高機能品事業においては、「既存主力製品の競争優位性の確保と新製品の開発」に係る諸施策に取り組み、また、環境対策として、「環境対策強化」・「CO₂排出削減への取り組み」を実行してまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、セメント事業、建材事業、その他事業等で減収となったことから、239,274百万円と前期実績を2.4%下回りました。

損益につきましては、セメント事業等で増益となったことから、経常利益は、17,641百万円と前期に比べ694百万円の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、11,719百万円と前期に比べ796百万円の増益となりました。



事業別の概況は、次のとおりであります。

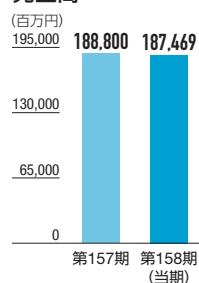
セメント事業

国内販売数量が前期を下回ったことなどから、売上高は、187,469百万円と前期に比べ1,330百万円(0.7%)減となったものの、生産コストの削減等により、営業利益は、9,673百万円と前期に比べ1,425百万円(17.3%)増となりました。

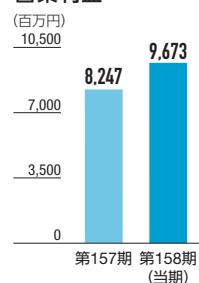
主要な事業内容

ポルトランドセメント(普通、早強、中庸熱、低熱)、高炉セメント、フライアッシュセメント、セメント系固化材、生コンクリート、電力の供給、原燃料リサイクル

売上高



営業利益



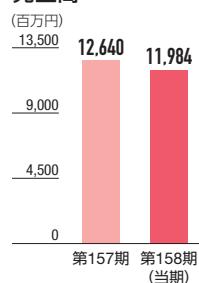
鉱産品事業

国内鉄鋼向け石灰石の販売数量が減少したことなどから、売上高は、11,984百万円と前期に比べ656百万円(5.2%)減となり、採掘コストが増加したことなどもあり、営業利益は、1,840百万円と前期に比べ544百万円(22.8%)減となりました。

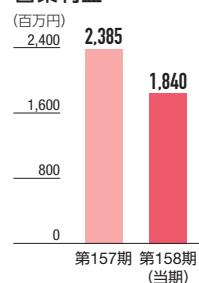
主要な事業内容

石灰石、ドロマイト、タンカル、骨材、シリカ微粉

売上高



営業利益



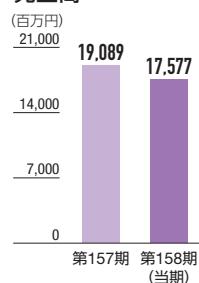
建材事業

地盤改良工事が減少したことなどから、売上高は、17,577百万円と前期に比べ1,512百万円(7.9%)減となり、営業利益は、1,657百万円と前期に比べ167百万円(9.2%)減となりました。

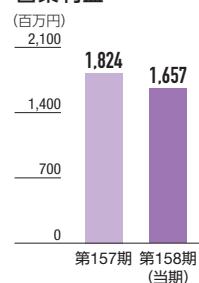
主要な事業内容

コンクリート構造物補修・補強(材料、工事)、各種混和材、重金属汚染対策材、魚礁・藻場礁、電気防食工法、各種地盤改良工事、P C(製品、工事)、各種ビューム管

売上高



営業利益



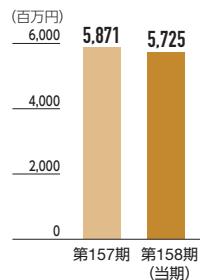
光電子事業

新伝送方式用光通信部品の販売価格が下落したことなどから、売上高は、5,725百万円と前期に比べ145百万円（2.5%）減となったものの、生産コストが改善したことなどから、営業利益は、271百万円と前期に比べ76百万円（39.1%）増となりました。

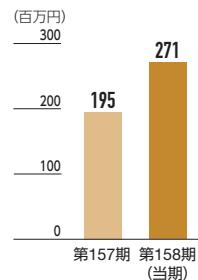
主要な事業内容

光通信部品、光計測機器

売上高



営業利益



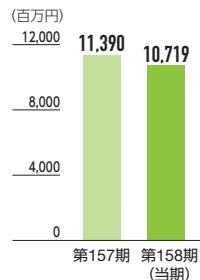
新材料事業

化粧品材料の販売数量が減少したことなどから、売上高は、10,719百万円と前期に比べ671百万円（5.9%）減となったものの、半導体製造装置向け電子材料の新製品等の販売数量が増加したことなどから、営業利益は、2,067百万円と前期に比べ217百万円（11.8%）増となりました。

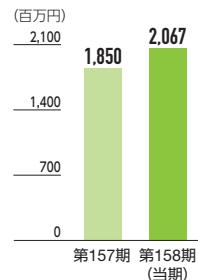
主要な事業内容

各種セラミック製品、各種ナノ粒子材料、抗菌剤、化粧品材料、各種機能性塗料、防汚塗料、熱線遮蔽塗料

売上高



営業利益



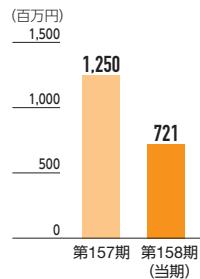
電池材料事業

二次電池正極材料の販売数量が減少したことなどから、売上高は、721百万円と前期に比べ529百万円（42.3%）減となり、損益は、574百万円の営業損失と前期に比べ425百万円の悪化となりました。

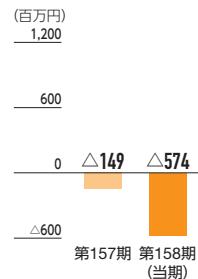
主要な事業内容

二次電池正極材料

売上高



営業利益



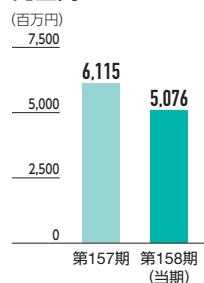
その他事業

ソフトウェアの販売が減少したことに加え、電気設備工事が減少したことなどから、売上高は、5,076百万円と前期に比べ1,038百万円（17.0%）減となり、営業利益は、1,641百万円と前期に比べ218百万円（11.7%）減となりました。

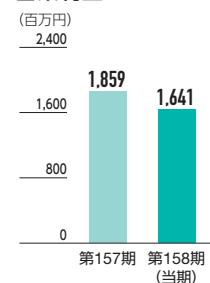
主要な事業内容

不動産賃貸、エンジニアリング、ソフトウェア開発

売上高



営業利益



(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、21,452百万円であり、その主な内容は、以下のとおりであります。

当社赤穂工場：排ガス処理設備更新工事	(当期末現在継続中)
大塚汽船(株)：セメントタンカー（2,000t積1隻）建造	(当期末現在継続中)
当社新材料事業部：半導体製造装置向け電子材料製造設備更新工事	(当期末現在継続中)
大塚汽船(株)：セメントタンカー（5,500t積1隻）建造	(当期末現在継続中)
八戸セメント(株)：排ガス処理設備更新工事	(当期末現在継続中)

(3) 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行などによる特別の資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

<経営方針>

当社グループは、「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、セメントをはじめとする各種製品の安定供給を推進するとともに、持続的発展のため、グループを挙げて事業拡大およびコスト削減等に取り組んでまいります。

<事業環境>

今後のわが国経済は、政府の経済対策等の効果や海外経済の改善により、持ち直すことが期待されるものの、なお国内外の新型コロナウイルス感染症の影響等によるリスクが存在しており、景気の先行きは不透明な状況にあります。

セメント業界におきましては、民間住宅投資が減少するものの民間設備投資の増加が予想されることから、民需は、増加することが見込まれ、また、官公需は、公共投資が前年並みで推移すると見込まれることから、内需は、増加するものと思われま。

<中期経営計画の進捗状況および今後の取り組み>

当社グループは、2020年度から「2020-22年度 中期経営計画」をスタートさせました。本中期経営計画では、「セメント関連事業および高機能品事業の両事業分野で、市場を拡大し、安定的に成長し続ける企業グループとなる。」ことを将来目指すべき方向性としております。

本中期経営計画の当期の進捗状況および今後の取り組みは、以下のとおりであります。

① セメント関連事業（セメント事業・鉱産品事業・建材事業）

(イ) セメント・固化材の収益力向上と事業基盤整備

セメント国内需要減少下において輸出を含めた数量の確保とリサイクル品受入設備設置工事の実施をはじめとしたコスト削減に努めており、引き続き、外部環境に影響されにくい体制を構築してまいります。

また、日鉄セメント株式会社との配船統合による物流の合理化を行いました。引き続き、物流の合理化拡大や生産物流体制の整備、環境対策など必要な投資を進め、事業基盤を強化してまいります。

(ロ) 関連事業の拡大

引き続き、海外セメント事業の立ち上げに注力してまいります。また、鉱産品事業・建材事業は、安定的な成長を目指してまいります。

② 高機能品事業（光電子事業・新材料事業・電池材料事業）

(イ) 既存主力商品の競争優位性の確保と新製品の開発

技術力強化と生産性向上により、顧客ニーズへの確に対応していくとともに、基盤技術の応用と外部リソースの活用などによって、研究開発を強化し、新製品の開発に取り組みました。引き続き、市場拡大を見込む成長分野として積極的に事業を推進してまいります。

③ 環境対策

(イ) 環境対策強化

社会的課題となっている廃プラスチックの受入量の増加に努めました。引き続き、廃プラスチックや一般ゴミ焼却灰の受入量の増加に注力し、そのための設備投資を実施してまいります。

(ロ) CO₂排出削減への取り組み

温室効果ガス削減・脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化していくためにサステナブル対策委員会を設置し、中長期的なCO₂削減目標および具体策の検討を進め、「2050年カーボンニュートラル」に向けた当社グループの具体的な中期目標および長期取組方針である「S-O-C-N 2050」を策定しました。引き続き、CO₂の排出削減への取り組みを進めてまいります。

これらの取り組みにより、中長期的な数値目標として、ROE（自己資本当期純利益率）8%以上を目指すとともに、当社グループの安定的成長と社会的課題の解決を図っていくことにより、当社グループの5つのマテリアリティ（①「豊かな社会の維持・発展に貢献」、②「地球環境への配慮」、③「循環型社会への貢献」、④「人材の育成・活用」、⑤「ガバナンスの充実」）を実現してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第155期)	2018年度 (第156期)	2019年度 (第157期)	2020年度 (当期)
売 上 高 (百万円)	244,826	251,061	245,159	239,274
経 常 利 益 (百万円)	20,153	15,799	16,947	17,641
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,659	7,799	10,922	11,719
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	361.20	199.15	283.21	304.56
総 資 産 (百万円)	339,958	324,755	321,108	329,650
純 資 産 (百万円)	204,157	194,138	198,699	205,827

(注) 1. 2017年度（第155期）は、セメント事業等で増収となったことから、売上高は、増収となりましたが、セメント事業等で減益となったことから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、減益となりました。

2. 2018年度（第156期）は、セメント事業等で増収となったことから、売上高は、増収となりましたが、セメント事業等で減益となったことから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、減益となりました。

3. 2019年度（第157期）は、セメント事業等で減収となったことから、売上高は、減収となりましたが、セメント事業、建材事業、光電子事業等で増益となったことなどから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、増益となりました。
4. 2020年度（当期）は、前記（1）事業の経過およびその成果に記載いたしましたとおり、セメント事業、建材事業、その他事業等で減収となったことから、売上高は、減収となりましたが、セメント事業等で増益となったことから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、増益となりました。
5. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、上記の1株当たり当期純利益は、2017年度（第155期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
6. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を2018年度（第156期）の期首から適用しており、上記の2017年度（第155期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

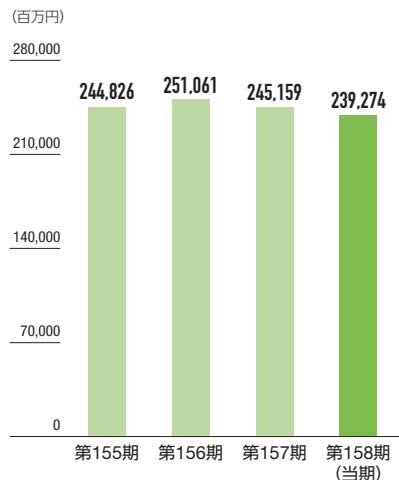
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第155期)	2018年度 (第156期)	2019年度 (第157期)	2020年度 (当期)
売上高 (百万円)	154,057	157,375	155,935	147,619
経常利益 (百万円)	15,590	11,088	12,409	13,329
当期純利益 (百万円)	11,462	4,692	8,157	9,104
1株当たり当期純利益 (円)	282.44	119.81	211.51	236.61
総資産 (百万円)	287,868	274,968	273,244	281,528
純資産 (百万円)	173,446	160,678	162,751	166,200

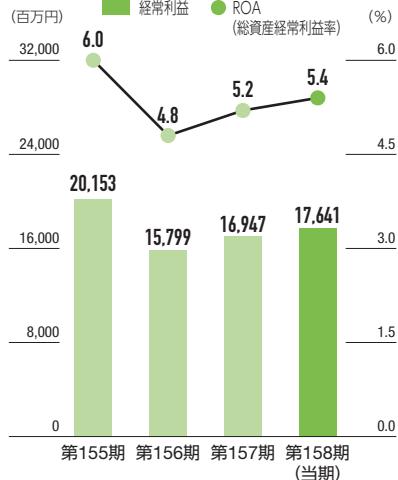
- (注) 1. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、上記の1株当たり当期純利益は、2017年度（第155期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を2018年度（第156期）の期首から適用しており、上記の2017年度（第155期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

財務ハイライト (連結)

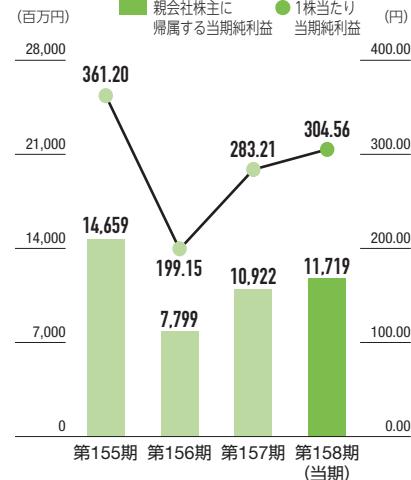
売上高



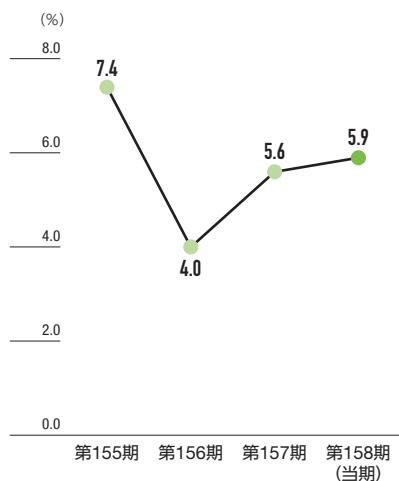
経常利益、ROA (総資産経常利益率)



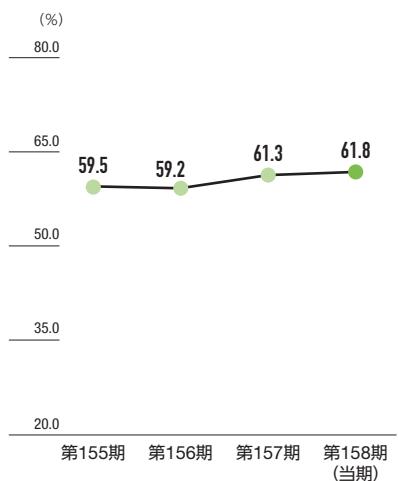
親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益



ROE (自己資本当期純利益率)



自己資本比率



1株当たり純資産額



- (注) 1. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、上記の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、2017年度(第155期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を2018年度(第156期)の期首から適用しており、上記の2017年度(第155期)に係るROAおよび自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
和歌山高炉セメント株式会社	450	66.7	高炉セメントの製造・販売
千代田エンジニアリング株式会社	304	91.7	電気設備工事および電気炉等の設置工事
エスオーシー物流株式会社	300	100.0	内航海運業
株式会社エステック	300	100.0	地盤改良工事およびコンクリート構造物補修工事
秋芳鉱業株式会社	250	100.0	石灰石の採掘・販売
栗本コンクリート工業株式会社	100	90.0	ヒューム管ならびにその他コンクリート製品の製造・販売
八戸セメント株式会社	100	80.0	各種セメントの製造・販売
北浦エスオーシー株式会社	90	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売
東京エスオーシー株式会社	60	100.0	生コンクリートの製造・販売
泉工業株式会社	40	100.0	碎石の販売、建材製品の製造・販売、建設発生土の中間処理および木質チップ等の製造・販売
スミセ建材株式会社	40	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売

(注) 1. 当社の出資比率については、間接保有分を含めて記載しております。

2. 栗本コンクリート工業株式会社は、2021年4月1日付で株式会社クリコンに商号変更いたしました。

(7) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

① 当社

(イ) 本社 東京都千代田区

(ロ) 支店

名 称	所在地	名 称	所在地
札幌支店	北海道札幌市	大阪支店	大阪府大阪市
東北支店	宮城県仙台市	四国支店	香川県高松市
東京支店	東京都千代田区	広島支店	広島県広島市
北陸支店	石川県金沢市	福岡支店	福岡県福岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

(ハ) セメント工場

名 称	所在地	名 称	所在地
栃木工場	栃木県佐野市	赤穂工場	兵庫県赤穂市
岐阜工場	岐阜県本巣市	高知工場	高知県須崎市

(ニ) 石灰石事業所

名 称	所在地	名 称	所在地
山口事業所	山口県長門市	小倉事業所	福岡県北九州市

(ホ) 研究所

名 称	所在地	名 称	所在地
新規技術研究所	千葉県船橋市	セメント・コンクリート 研究所	千葉県船橋市

② 子会社

名 称	所 在 地
和歌山高炉セメント株式会社	和歌山県和歌山市
千代田エンジニアリング株式会社	東京都港区
エスオーシー物流株式会社	東京都千代田区
株式会社エステック	大阪府大阪市
秋芳鉱業株式会社	山口県美祢市
栗本コンクリート工業株式会社	滋賀県愛荘町
八戸セメント株式会社	青森県八戸市
北浦エスオーシー株式会社	大阪府大阪市
東京エスオーシー株式会社	東京都港区
泉工業株式会社	栃木県佐野市
スミセ建材株式会社	東京都文京区

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	対前期末増減
セメント事業	1,713名	+47名
鉱産品事業	221名	+10名
建材事業	291名	+9名
光電子事業	195名	-3名
新材料事業	167名	+10名
電池材料事業	162名	-8名
その他の事業	212名	-2名
全社(共通)	104名	-3名
合計	3,065名	+60名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,203名	+7名	41.8歳	18.3年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者191名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	6,969
三井住友信託銀行株式会社	4,030
株式会社日本政策投資銀行	3,308
株式会社三菱UFJ銀行	2,866
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,700

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,643,217株(うち自己株式866,372株)
- (3) 株主数 23,086名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,677	12.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	3,359	8.9
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,267	6.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,843	4.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,112	2.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	922	2.4
住友生命保険相互会社	852	2.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS TOBACCO FREE INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	733	1.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	712	1.9
住友商事株式会社	675	1.8

- (注) 1. 当社は、自己株式866,372株を保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(866,372株)を除いた数に基づき、算出しております。なお、自己株式数には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式30,000株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社において導入している、職務執行の対価として会社役員に株式を交付する株式報酬制度の内容は、以下のとおりであります。

当社は、2020年6月26日開催の当社第157回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、新たに株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））を導入いたしました。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が対象取締役に役員等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて対象取締役に交付される、という株式報酬制度であります。本制度の対象期間（2020年6月26日開催の当社第157回定時株主総会終結日の時から2023年6月の当社定時株主総会終結の時までの約3年間）中に、本制度に基づき当社株式を取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が本信託に拠出する金銭は、合計金150百万円を上限としております。当社が対象取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度あたり10,000ポイントを上限（1ポイントは当社株式1株とします。）とし、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。

<対象取締役に交付した当社株式の区分別合計>

当事業年度中に交付した当社株式はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 2020年8月6日開催の取締役会決議により処分した自己株式

前記(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載いたしましたとおり、信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託）の導入について、2020年6月26日開催の当社第157回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき、2020年8月6日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

(イ) 処分した株式の種類	当社普通株式
(ロ) 処分した株式の数	30,000株
(ハ) 処分価額の総額	113,850,000円
(二) 処分先	三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(ホ) 処分した日	2020年8月26日

② 2020年11月20日開催の取締役会決議により消却した自己株式

(イ) 消却した株式の種類	当社普通株式
(ロ) 消却した株式の数	2,000,000株
(ハ) 消却した日	2020年11月30日

③ 2021年2月9日開催の取締役会決議により取得した自己株式

(イ) 取得理由	資本効率の向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るため
(ロ) 取得した株式の種類	当社普通株式
(ハ) 取得した株式の総数	815,300株
(二) 取得価額の総額	2,943,821,989円
(ホ) 取得期間	2021年2月10日から2021年3月31日
(ヘ) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考) 2021年2月9日開催の取締役会決議の内容（2021年2月9日公表分）

(イ) 取得する株式の種類	当社普通株式
(ロ) 取得する株式の総数	170万株を上限とする
(ハ) 取得価額の総額	50億円を上限とする
(二) 取得する期間	2021年2月10日から2021年6月30日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	関根福一	
※取締役執行役員	大西利彦	不動産事業室、セメント営業管理部、国際部、物流部 各担当
取締役執行役員	土井良治	生産技術部、設備部、鉱産品事業部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所 各担当
取締役執行役員	小西幹郎	知的財産部、光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所 各担当
取締役執行役員	諸橋央典	人事部、企画部、管理部、建材事業部 各担当
取締役執行役員	青木秀起	高知工場長
取締役	齊田國太郎	キヤノン株式会社社外取締役
取締役	牧野光子	
監査役(常勤)	伊藤要	
監査役(常勤)	高瀬芳章	
監査役	保坂庄司	
監査役	鈴木和男	
監査役	三井拓	

- (注) 1. ※印表示は、代表取締役を示します。
2. 取締役のうち齊田國太郎および牧野光子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち保坂庄司、鈴木和男および三井拓の3氏は、社外監査役であります。
4. 取締役齊田國太郎および監査役三井拓の両氏は、弁護士であります。
5. 監査役伊藤要氏は、当社の経理・財務部門および内部監査部門における業務経験を有しており、監査役高瀬芳章氏は、当社の経理・財務部門および内部監査部門における業務経験を有しており、監査役保坂庄司氏は、公認内部監査人の資格を有しており、監査役鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役齊田國太郎氏、取締役牧野光子氏、監査役保坂庄司氏、監査役鈴木和男氏および監査役三井拓氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 取締役齊田國太郎氏は、2020年6月24日付をもって平和不動産株式会社の社外取締役を退任いたしました。

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当および重要な兼職の状況の異動は、以下のとおりであります。

氏名	担当および重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
土井良治	生産技術部、設備部、 サステナビリティ推進室、 鉱産品事業部、環境事業部、 セメント・コンクリート研究所 各担当	生産技術部、設備部、 鉱産品事業部、環境事業部、 セメント・コンクリート研究所 各担当	2021年4月1日

[取締役に兼務しない執行役員の氏名等]

(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当
常務執行役員	小木亮二	総務部、法務室、資材部、船橋事務所 各担当
常務執行役員	関本正毅	企画部、管理部、資材部 各担当、資材部長
執行役員	内村典文	不動産事業室、東京支店 各担当、 不動産事業室長兼東京支店長
執行役員	下モ真史	光電子事業部担当、光電子事業部長
執行役員	島田徹	新材料事業部担当、新材料事業部長
執行役員	小堺規行	セメント・コンクリート研究所担当、 セメント・コンクリート研究所長
執行役員	小野昭彦	環境事業部担当、環境事業部長
執行役員	元木徹	電池材料事業部担当、電池材料事業部長
執行役員	起塚岳哉	企画部、管理部 各担当、企画部長兼管理部長
執行役員	福嶋達雄	大阪支店長

(注) 当事業年度末日後に生じた取締役に兼務しない執行役員の担当の異動は、以下のとおりであります。

氏名	担当		異動年月日
	異動後	異動前	
小堺規行	サステナビリティ推進室、 セメント・コンクリート研究所 各担当、 サステナビリティ推進室長 兼セメント・コンクリート研究所長	セメント・コンクリート研究所担当、 セメント・コンクリート研究所長	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

このように免責事由および免責額の定めを設けることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 当該方針の決定の方法

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、かつ、当社の株式価値との連動性を確保した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」（社内取締役1名、社外取締役2名、社外有識者1名で構成）にその検討を諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において決定方針を決議いたしました。

(ロ) 当該方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と株式報酬により構成するものとし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

- 2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責ならびに業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案して決定するものとする。

- 3) 非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託）とする。

本株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が対象取締役に役位に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象取締役に對して交付されるもので、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時である。

- 4) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬の構成比率は、役位ごとに定める基準額を基準とし、基本報酬（金銭報酬）90%、株式報酬10%を目安とし、社外取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額の決定とする。

取締役会は、取締役の報酬水準の妥当性および業績評価の客観性・透明性を確保する観点から、任意の委員会である「指名・報酬委員会」（社内取締役1名、社外取締役2名、社外有識者1名で構成）を設置し、当該委員会は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役の報酬案について審議し、答申を行う。上記の委任を受けた取締役社長は、「指名・報酬委員会」の答申に基づく取締役会の決議に従い、取締役の報酬を決定するものとする。

- (ハ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「指名・報酬委員会」が業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役の報酬案について審議し、答申を行い、取締役社長は、「指名・報酬委員会」の答申に基づく取締役会の決議に従い、取締役の個人別の報酬額を決定しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の当社第131回定時株主総会において、月額40百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含みません。）として株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、22名であります。また、前記2. 会社の株式に関する事項に記載いたしましたとおり、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の当社第157回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））の導入について株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は、6名であります。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の当社第129回定時株主総会において、月額6百万円以内として株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長関根福一がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額の決定としております。

取締役社長に権限を委任した理由は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案したうえで審議した「指名・報酬委員会」の答申に基づいた取締役会の決議に従い、取締役社長が取締役の個人別の報酬額を決定することが最も適していると判断したためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	253 (21)	242 (21)	—	11 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	57 (23)	57 (23)	—	—	5 (3)

(注) 上記の非金銭報酬等の額は、信託制度を利用した株式報酬制度（株式交付信託）の当事業年度の引当金計上額を記載しております。なお、当該株式報酬制度の内容およびその交付状況は、前記2. 会社の株式に関する事項に記載したとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 齊田 國太郎

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

キャノン株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、大阪高等検察庁等の検事長を歴任されてきたことによる優れた見識と弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」において互選により選任され、委員長を務め、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

② 取締役 牧野 光子

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、経営者への取材や企業における安全教育・コミュニケーション研修等を行ってきた幅広い経験と、建設・土木関連の安全教育に携わってきたことによる優れた見識に基づき、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」において委員を務め、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

③ 監査役 保坂 庄司

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

④ 監査役 鈴木 和男

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

⑤ 監査役 三井 拓

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

2020年6月26日の監査役就任後、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、監査役会10回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 73百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 73百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人および関係部署からの報告の聴取および必要な資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の会計監査遂行状況の評価を行い、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「特許権使用料に関する証明業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による解任のほか、会計監査人が適切な監査を遂行することが困難であると認められる場合等その必要があると判断するときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」整備の基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。また、その有効性を適宜検証し、内部統制システムの向上および改善に努めてまいります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社グループの全ての役職員（執行役員制度に基づく執行役員を含む。また、嘱託、派遣社員を含む。）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、コンプライアンス委員会規程を制定する。
- (ロ) コンプライアンス委員会は、毎年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) コンプライアンスの状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。
- (ニ) 当社グループの企業活動にかかわるコンプライアンスに関して、当社グループ社員（嘱託、派遣社員を含む。）から通報を受け、その是正のための措置を行うことを目的とした通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を設ける。なお、通報窓口は、社内においては内部監査室、社外においては弁護士をこれにあてる。また、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な扱いを行わない。
- (ホ) 当社グループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行うことを目的として内部監査室を設置する。
- (ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い、一切の関係を遮断するための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 法令および文書規程、情報管理基本規程、情報セキュリティ基本規程等の社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。
- (ロ) 当社の意思決定に係る書類である何書については、検索が容易なデータベースに登録することにより管理するとともに、当該データベースについては、監査役の閲覧に供するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社グループのリスクの把握、評価および対応を図るため、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、リスク管理委員会規程を制定する。
- (ロ) リスク管理委員会は、毎年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組む。
- (ロ) 経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- (ハ) 取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の会社への報告に関する体制
当社グループ会社における協力の推進と子会社の自主責任を前提とした経営を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため関係会社管理規程を制定し、子会社から報告すべき事項を明確にするとともに、子会社を管理する担当部署を設置する。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については、リスク管理委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるリスク管理の状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、年間予算を策定し、その達成に取り組む。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定ルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。
- (ニ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるコンプライアンスの状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。また、コンプライアンスホットライン制度については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (イ) 監査役を補助すべき使用人として、監査役業務補助員を設置する。監査役業務補助員は監査役の指示を受けて業務を遂行する。
 - (ロ) 監査役業務補助員の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務遂行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
 - (ロ) 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。

- ⑧ 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 子会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれがあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。

- ⑨ 監査役への報告をした者がそれを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 報告者の匿名性を確保するとともに、報告者に対し人事上の処遇等において不利な取扱いを行わない。

- ⑩ 監査役の前払い・償還の手続きその他職務執行について生ずる費用・債務処理の方針に関する事項
 - (イ) 監査方針・計画等に基づく監査役の職務の円滑な執行に必要と認められる費用（前払い・償還を含む）は、当社の負担とする。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 原則として2ヶ月に1回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。
 - (ロ) 当社の意思決定に係る書類である何書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るための各種階層別の研修、セミナー等をはじめとする年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、コンプライアンスに関わる必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体の業務活動等に関する内部監査に加え、コンプライアンスの状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に報告しています。さらに、コンプライアンスホットライン制度を設けており、その対象を当社グループ全体とし、その制度趣旨を周知するとともに、通報された事案については、速やかに事実関係を確認し、その是正等、適切な措置を講じています。

② リスク管理に関する取り組みの状況

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクの把握、評価および対応を図るための年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、リスク管理に関わる必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理の状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびリスク管理委員会に報告しています。

③ その他の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

中期経営計画の策定にあたっては、経営会議にて、十分な審議を経た後、取締役会にて決議し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、その概要については、公表したうえで、これに取り組んでいます。また、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化のため、執行役員制度を導入し、そのもとで執行役員会議を設置し、取締役会における審議の結果の伝達、各執行役員の業務執行状況の報告を行っています。さらに、取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により、取締役会への付議基準や当事部門における一定職位の決裁権および協議先となる関係部門の審議権を定め、職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図っています。

④ 監査役の職務が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

監査役は、取締役等からの業務執行状況、内部監査室からの内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の状況に関する監査結果等についての報告を受けるとともに、重要な会議への出席等により、職務の執行に必要な情報を入手しています。また、監査方針・計画等に基づく監査役の職務の執行に必要な費用については、予め必要な額を見積り、かかった費用については、当社が負担しています。

(注) 本事業報告に記載しております数値は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

単位：百万円

科目	当期	前期
	2021年3月31日現在	(ご参考) 2020年3月31日現在
資産の部		
流動資産	91,217	87,885
現金及び預金	18,664	15,863
受取手形及び売掛金	46,268	48,359
商品及び製品	7,387	7,067
仕掛品	1,851	1,433
原材料及び貯蔵品	12,505	12,876
短期貸付金	477	547
その他の流動資産	4,078	1,740
貸倒引当金	△ 15	△ 1
固定資産	238,433	233,222
有形固定資産	167,664	166,407
建物及び構築物	49,341	50,437
機械装置及び運搬具	55,245	56,728
土地	37,090	37,180
建設仮勘定	8,100	4,339
その他の有形固定資産	17,885	17,721
無形固定資産	3,106	3,017
投資その他の資産	67,661	63,797
投資有価証券	57,095	54,089
長期貸付金	3,154	2,774
繰延税金資産	1,174	1,216
退職給付に係る資産	1,028	382
その他の投資	5,320	5,455
貸倒引当金	△ 111	△ 120
資産合計	329,650	321,108

科目	当期	前期
	2021年3月31日現在	(ご参考) 2020年3月31日現在
負債の部		
流動負債	71,850	70,441
支払手形及び買掛金	28,132	27,593
短期借入金	19,417	21,354
1年内返済予定の長期借入金	6,243	5,470
未払法人税等	3,609	2,736
賞与引当金	2,484	2,438
その他の流動負債	11,963	10,848
固定負債	51,973	51,966
社債	10,000	10,000
長期借入金	15,745	15,783
繰延税金負債	11,866	10,525
役員退職慰労引当金	154	147
株式給付引当金	21	—
P C B 廃棄物処理費用引当金	61	107
退職給付に係る負債	895	2,176
資産除去債務	1,005	1,041
その他の固定負債	12,222	12,184
負債合計	123,823	122,408
純資産の部		
株主資本	176,626	172,493
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	14,102	24,558
利益剰余金	124,190	117,100
自己株式	△ 3,319	△ 10,819
その他の包括利益累計額	27,104	24,231
その他有価証券評価差額金	26,469	24,517
為替換算調整勘定	424	504
退職給付に係る調整累計額	210	△ 791
非支配株主持分	2,096	1,975
純資産合計	205,827	198,699
負債・純資産合計	329,650	321,108

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	239,274	245,159
売上原価	188,229	193,491
売上総利益	51,045	51,667
販売費及び一般管理費	34,413	35,539
営業利益	16,631	16,128
営業外収益	2,814	2,608
受取利息及び配当金	1,615	1,687
為替差益	150	—
持分法による投資利益	243	268
受取賃貸料	108	135
その他の営業外収益	694	517
営業外費用	1,804	1,789
支払利息	614	706
為替差損	—	149
その他の営業外費用	1,190	933
経常利益	17,641	16,947
特別利益	1,552	150
固定資産売却益	113	144
投資有価証券売却益	1,438	6
特別損失	2,170	1,594
固定資産除却損	1,036	1,288
固定資産売却損	0	33
投資有価証券評価損	—	4
減損損失	1,133	268
税金等調整前当期純利益	17,023	15,503
法人税、住民税及び事業税	5,125	4,243
法人税等調整額	54	197
当期純利益	11,844	11,062
非支配株主に帰属する当期純利益	124	139
親会社株主に帰属する当期純利益	11,719	10,922

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

単位：百万円

科目	当期
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,797
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,884
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,869
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 243
現金及び現金同等物の期首残高	15,799
現金及び現金同等物の期末残高	18,600

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	41,654	24,558	117,100	△ 10,819	172,493
当期変動額					
剰余金の配当			△ 4,629		△ 4,629
親会社株主に帰属する当期純利益			11,719		11,719
自己株式の取得				△ 3,071	△ 3,071
自己株式の処分		△ 42		157	114
自己株式の消却		△ 10,413		10,413	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 10,456	7,089	7,500	4,133
当期末残高	41,654	14,102	124,190	△ 3,319	176,626

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	24,517	504	△ 791	24,231	1,975	198,699
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,629
親会社株主に帰属する当期純利益						11,719
自己株式の取得						△ 3,071
自己株式の処分						114
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,951	△ 79	1,001	2,873	120	2,994
当期変動額合計	1,951	△ 79	1,001	2,873	120	7,127
当期末残高	26,469	424	210	27,104	2,096	205,827

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

単位：百万円

科目	当期	前期
	2021年3月31日現在	(ご参考) 2020年3月31日現在
資産の部		
流動資産	63,706	60,795
現金及び預金	16,014	13,067
受取手形	3,025	3,806
売掛金	23,212	24,427
商品及び製品	5,727	5,506
仕掛品	9	7
原材料及び貯蔵品	9,371	9,214
前払費用	195	238
短期貸付金	3,965	4,523
その他の流動資産	3,238	955
貸倒引当金	△ 1,053	△ 952
固定資産	217,821	212,448
有形固定資産	137,620	136,730
建物	18,585	19,398
構築物	22,810	23,028
機械及び装置	38,372	38,497
車両運搬具	28	37
工具、器具及び備品	713	801
原料地	15,553	15,311
土地	34,365	34,456
リース資産	1,361	1,409
建設仮勘定	5,828	3,789
無形固定資産	2,214	2,166
借地権	48	48
鉱業権	610	613
ソフトウェア	1,381	885
その他の無形固定資産	173	618
投資その他の資産	77,986	73,551
投資有価証券	51,318	48,923
関係会社株式	10,989	10,989
関係会社出資金	261	610
長期貸付金	15,385	13,300
長期前払費用	1,403	1,474
前払年金費用	301	—
その他の投資	1,684	1,723
貸倒引当金	△ 3,358	△ 3,470
資産合計	281,528	273,244

科目	当期	前期
	2021年3月31日現在	(ご参考) 2020年3月31日現在
負債の部		
流動負債	70,199	66,880
支払手形	14	398
買掛金	16,645	17,214
短期借入金	33,999	32,438
1年内返済予定の長期借入金	4,799	4,249
未払金	9,700	8,640
未払費用	421	391
未払法人税等	2,806	1,759
預り金	223	197
賞与引当金	1,428	1,370
その他の流動負債	159	220
固定負債	45,128	43,612
社債	10,000	10,000
長期借入金	12,166	11,465
繰延税金負債	11,456	10,584
長期預り金	8,135	8,059
退職給付引当金	—	40
株式給付引当金	21	—
P C B 廃棄物処理費用引当金	57	92
資産除去債務	232	229
その他の固定負債	3,057	3,140
負債合計	115,327	110,492
純資産の部		
株主資本	139,791	138,273
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	14,056	24,513
資本準備金	10,413	10,413
その他資本剰余金	3,643	14,099
利益剰余金	87,401	82,925
その他利益剰余金	87,401	82,925
探鉱準備金	26	31
固定資産圧縮積立金	2,069	2,122
別途積立金	25,097	25,097
繰越利益剰余金	60,208	55,675
自己株式	△ 3,319	△ 10,819
評価・換算差額等	26,408	24,477
その他有価証券評価差額金	26,408	24,477
純資産合計	166,200	162,751
負債・純資産合計	281,528	273,244

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	2020年4月1日から2021年3月31日まで	2019年4月1日から2020年3月31日まで
売上高	147,619	155,935
売上原価	109,725	118,541
売上総利益	37,894	37,394
販売費及び一般管理費	25,723	26,059
営業利益	12,170	11,334
営業外収益	2,254	2,497
受取利息及び配当金	1,824	1,956
為替差益	122	—
その他の営業外収益	308	540
営業外費用	1,095	1,422
支払利息	494	546
為替差損	—	130
その他の営業外費用	600	745
経常利益	13,329	12,409
特別利益	1,441	90
固定資産売却益	2	84
投資有価証券売却益	1,438	6
特別損失	1,801	1,303
固定資産除却損	955	1,294
固定資産売却損	—	9
関係会社出資金評価損	349	—
減損損失	496	—
税引前当期純利益	12,970	11,195
法人税、住民税及び事業税	3,861	2,799
法人税等調整額	4	239
当期純利益	9,104	8,157

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				探鉱準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	41,654	10,413	14,099	24,513	31	2,122	25,097	55,675	82,925
当期変動額									
剰余金の配当								△ 4,629	△ 4,629
探鉱準備金の取崩					△ 4				4
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 52			52
当期純利益								9,104	9,104
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 42	△ 42					
自己株式の消却			△ 10,413	△ 10,413					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	△ 10,456	△ 10,456	△ 4	△ 52	—	4,532	4,475
当期末残高	41,654	10,413	3,643	14,056	26	2,069	25,097	60,208	87,401

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 10,819	138,273	24,477	24,477	162,751
当期変動額					
剰余金の配当		△ 4,629			△ 4,629
探鉱準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		9,104			9,104
自己株式の取得	△ 3,071	△ 3,071			△ 3,071
自己株式の処分	157	114			114
自己株式の消却	10,413	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			1,930	1,930	1,930
当期変動額合計	7,500	1,518	1,930	1,930	3,449
当期末残高	△ 3,319	139,791	26,408	26,408	166,200

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

住友大阪セメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香山 良 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高路 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

住友大阪セメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香山 良 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小宮山 高路 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

住友大阪セメント株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊 藤 要 ㊟

監査役(常勤) 高 瀬 芳 章 ㊟

社外監査役 保 坂 庄 司 ㊟

社外監査役 鈴 木 和 男 ㊟

社外監査役 三 井 拓 ㊟

以 上

会場ご案内図



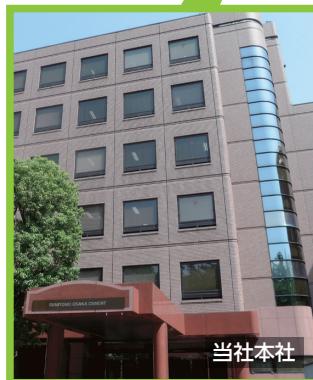
交通

●地下鉄

丸ノ内線四ツ谷駅 (出口1) より徒歩約5分
 南北線四ツ谷駅 (出口3) より徒歩約4分
 有楽町線・南北線市ヶ谷駅 (出口3) より徒歩約7分
 都営新宿線市ヶ谷駅 (出口3) より徒歩約7分

●JR

四ツ谷駅 (麹町口) より徒歩約3分
 市ヶ谷駅より徒歩約7分



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

住友大阪セメント株式会社

〒102-8465 東京都千代田区六番町6番地28
 Tel. 03(5211)4500(代表)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
 デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
 使用しています。